

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約  
 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年2月29日総行地収第  
 124号許可）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の定  
 数は5人とし、別表第2に掲げる構成団体（以下この条において選挙区団体）とい  
 う。）の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちから同表の選挙区定数の欄に  
 掲げる選挙区定数を選挙する。

第6条第2項中「構成団体の長又は」を削る。

別表第2を次のように改める。

組合議員選挙区及び議員定数

	選 挙 区	選挙区 定数
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院企業団 西多摩衛生 組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校 給食組合 西秋川衛生組合 福生病院組合	1
第2区	東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 柳泉園組合 湖 南衛生組合 小平・村山・大和衛生組合 多摩六都科学館組合	1
第3区	狛江市 多摩市 稲城市 多摩川衛生組合 東京都三市収益事 業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合	1
第4区	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 瑞穂斎場組合 秋川流 域斎場組合	1
第5区	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈 町 青ヶ島村 小笠原村	1

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。